

(仮称) 宗谷岬風力発電事業 更新計画

環境影響評価方法書についての

意見の概要と事業者の見解

令和 2 年 1 月

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所.....	1
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び公告方法.....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解 ...	4
別 紙.....	19

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和元年 11 月 14 日（木）

(2) 公告の方法

①日刊新聞等による公告（別紙 1 参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・令和元年 11 月 14 日（木）付 北海道新聞（朝刊 31 面）
- ・令和元年 11 月 14 日（木）付 日刊宗谷（朝刊 2 面）

②インターネットによるお知らせ

令和元年 11 月 14 日（木）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・株式会社ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト（別紙 2 参照）
<http://eeh-development.com/soyamisaki-koshin/>
- ・稚内市のホームページ（別紙 3 参照）
<https://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/kankyo/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎、図書館の計 5 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・稚内市役所環境水道部環境エネルギー課
- ・稚内市宗谷支所
- ・稚内市沼川支所
- ・北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課

②図書館での縦覧

- ・稚内市立図書館

③インターネットの利用による縦覧

- ・株式会社ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト
<http://eeh-development.com/soyamisaki-koshin/>

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：令和元年 11 月 14 日（木）から令和元年 12 月 13 日（金）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・ 縦覧時間：開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで（開庁時間に準じる）、稚内市立図書館
は休館日を除く午前 10 時から午後 8 時まで（土・日・祝祭日は午前 10 時から午後 6 時まで）

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。また、北海道、稚内市のウェブサイト当該縦覧ページへのリンクを掲載することにより参照可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）は 2 名であった。

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 1433 回であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1、別紙2、別紙3参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

【会場①】

- ・ 開催日時：令和元年12月10日(火) 18時～
- ・ 開催場所：稚内総合文化センター
- ・ 来場者数：4名

【会場②】

- ・ 開催日時：令和元年12月11日(水) 15時～
- ・ 開催場所：宗谷岬町内会館
- ・ 来場者数：0名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和元年11月14日(木)から令和元年12月27日(金)まで

(郵送による意見書は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた(別紙4参照)。

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ②紙面による当社への郵送

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は3通であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

表 2-1 方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

意見者 A 氏

No.	意見書	事業者の見解
1-1	1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。	ご意見は要約せず、全文を公開いたします。また、ご意見それぞれに回答し、順番の並び替えもいたしません。
1-2	2. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速以下であってもブレードは回転するのか？	現時点では採用する予定の風力発電機は決定しておりません。
1-3	3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できるのか？	現時点では採用する予定の風力発電機は決定しておりません。
1-4	4. 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？	現時点では採用する予定の風力発電機は決定しておりません。
1-5	5. コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい 国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）やカットイン風速（発電を開始する風速）を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。本事業者も必ず実施して頂きたい。	環境保全措置については、ご指摘を踏まえ、今後の現地調査により、最新の知見や専門家等の助言も踏まえながら検討いたします。
1-6	6. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）」バットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。 これについて、事業者が実施しない理由を述べよ。 ※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final	環境保全措置については、今後の現地調査により、専門家等の助言もふまえながら検討いたします。 また、今後も新たな知見の収集にも努め、取り得る環境保全措置について検討いたします。

No.	意見書	事業者の見解
	Report, Edward B Arnett and Michael Schirmacher. 2010	
1-7	7. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」本事業者である「株式会社ユーラスエナジーホールディングス」及び委託先の「建設環境研究所」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがあるのだろうか？上記のコウモリの保全措置(「 <u>カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング</u> 」)については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「事後調査の前から」実施して頂きたい。	今後実施する現地調査に基づき、重大な影響が及ぶと予測された場合には、専門家等の助言もふまえながら、環境保全措置を検討いたします。
1-8	8. 「環境保全措置」の定義について 事業者らは環境アセスメントにおける「環境保全措置」とは何か、理解しているか。「環境保全措置」の定義及び実施基準を述べよ。	環境保全措置とは、「平成 10 年通商産業省令第 54 号」第 28 条第 1 項の記載より、「環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び基準又は目標の達成に努めることを目的として行う環境の保全のための措置」と理解しています。 また、環境保全措置は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外に検討いたします。
1-9	9. 環境保全措置の実施時期について 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げる) 保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、すでに保全措置を行う先進的事業者もいる。環境保全措置は安全側にとるべきである。保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、これについて、事業者の見解とその理由を述べよ。	今後実施する現地調査に基づき、重大な環境影響が及ぶと予測された場合には、専門家等の助言もふまえながら、環境保全措置を検討いたします。
1-10	10. 「事後調査」の定義について 事業者らは環境アセスメントにおける「事後調査」とは何か、理解しているか。「事後調査」の定義及び実施基準を述べよ。	事後調査とは、「平成 10 年通商産業省令第 54 号」第 31 条第 1 項の記載より、「対象事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握するための調査」と理解しています。 また、事後調査は、次のいずれかに該当する場合において、当該環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときに行います。 1. 予測の不確実性の程度が大きい選定項

No.	意見書	事業者の見解
		<p>目について環境保全措置を講ずる場合</p> <p>2. 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合</p> <p>3. 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合</p> <p>4. 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度をふまえ、事後調査が必要であると認められる場合</p>
1-11	<p>11. 「事後調査」の定義について2 念のため確認しておく。発電所アセス省令によれば、「事後調査」は「環境保全措置」ではないが、事業者らは理解しているか。</p>	<p>事後調査とは、「平成10年通商産業省令第54号」第31条第1項の記載より、「対象事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握するための調査」と理解しています。</p>
1-12	<p>12. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。 「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p>	<p>今後実施する現地調査に基づき、重大な影響が及ぶと予測された場合には、専門家等の助言もふまえながら、環境保全措置を検討いたします。</p>
1-13	<p>13. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。 定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。 よって本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのため<u>の調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</u></p>	<p>環境保全措置については、今後の現地調査により、専門家等の助言も踏まえながら検討いたします。</p>

No.	意見書	事業者の見解
1-14	14. 「回避」と「低減」の言葉の定義について1 「影響の回避」と「影響の低減」についての定義を述べよ。	「影響の回避」とは、事業に伴って生じると予測される環境影響に対し、事業計画の変更も含め、影響発生要因をなくすこと、あるいは保全対象から十分な離隔を確保することなどの対応を図ることと考えています。 一方「影響の低減」とは、事業に伴って生じると予測される環境影響について、その程度を可能な限り小さくするため、事業計画の見直しも含め、対策を検討、適用することと考えています。
1-15	15. 「回避」と「低減」の言葉の定義について2 事業者らは今後、コウモリ類への影響に対して「ライトアップをしない」ことを掲げるかもしれないが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップをしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。これについて、事業者の見解とその理由を述べよ。	「ライトアップしない」ことはコウモリ類の餌となる昆虫類が風力発電機に誘引される原因のひとつを取り除くことで、餌を追って飛来するコウモリ類が風力発電機近くを飛翔する頻度を低下させることをねらうつもりですが、風力発電機近くにおけるコウモリ類の飛翔を完全になくすことはできないため、「回避」でなく「低減」に該当するものと理解しています。
1-16	16. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。	本方法書には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」といった内容の記載はございません。環境保全措置については、今後の現地調査により、最新の知見や専門家等の助言も踏まえながら検討いたします。
1-17	17. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。	本方法書には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」といった内容の記載はございません。環境保全措置については、今後の現地調査により、最新の知見や専門家等の助言も踏まえながら検討いたします。
1-18	18. コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林内に建てた風車や、樹林（林縁）から200m以内に建てた風車は、バットストライクの高リスクだが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛翔するコウモリでさえ、樹林（林縁）から200m以内ではバットストライクの高リスクになる。よって、風力発電機は樹林から200m以上離すこと。	環境保全措置については、今後の現地調査により、専門家等の助言もふまえながら検討いたします。

No.	意見書	事業者の見解
1-19	<p>19.「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない</p> <p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110～111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。</p> <p>(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmecher 2010)</p>	<p>本方法書には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」といった内容の記載はございません。また、コウモリ類への影響については、調査・予測及び評価の結果を基に、専門家等の助言をいただきつつ、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>
1-20	<p>20. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること</p> <p>上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げる) 保全措置は実施しない (事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。</p> <p>保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。</p>	<p>今後実施する現地調査に基づき、重大な環境影響が及ぶと予測された場合には、専門家等の助言もふまえながら、環境保全措置を検討いたします。</p>
1-21	<p>21. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 2</p> <p>そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。</p> <p>仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。</p>	<p>今後実施する現地調査に基づき、重大な環境影響が及ぶと予測された場合には、専門家等の助言もふまえながら、環境保全措置を検討いたします。</p>
1-22	<p>22. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 3</p> <p>今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。</p> <p>しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	<p>今後実施する現地調査に基づき、重大な環境影響が及ぶと予測された場合には、専門家等の助言もふまえながら、環境保全措置を検討いたします。</p>
1-23	<p>23. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 4</p> <p>今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張</p>	<p>今後実施する現地調査に基づき、重大な環境影響が及ぶと予測された場合には、専門家等の助言もふまえながら、環境保全措置を検討いたします。</p>

No.	意見書	事業者の見解
	<p>をするかもしれない。</p> <p>国内では 2010 年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からとって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	
1-24	<p>24. コウモリ類の保全措置について</p> <p>事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につながるべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死骸を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。</p> <p>コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげれば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。</p>	<p>環境保全措置については、ご指摘を踏まえ、今後の現地調査により、最新の知見や専門家等の助言も踏まえながら検討いたします。</p>
1-25	<p>25. コウモリの捕獲調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コウモリ類について配慮のかけた不適切な捕獲を行う業者がいる。よってコウモリの捕獲及び許可申請の際には必ず「コウモリ類の専門家」の指導をうける（うけさせる）べきだ。 ・6月下旬—7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。 ・ハープトラップは高空を飛行するコウモリを捕獲できないので、カスミ網も併用するべきではないか。 ・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、すみやかに放獣するべきではないか。 ・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハープトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということをして絶対に行わないこと）。 ・捕獲した個体を持ち帰り飼育しないこと。 ・捕獲した個体を素手で扱わないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に覚醒させないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に捕獲しないこと。 	<p>コウモリ類の捕獲調査については、先ずはバットディテクターによる現地調査でコウモリ類の周辺分布状況を把握した上で、必要に応じてその実施を検討いたします。なお、捕獲調査を行う際には、ご指摘いただいた事項に注意し、実施いたします。</p>

No.	意見書	事業者の見解
1-26	26. P336 高所録音の調査地点について バットディテクターによる高所録音調査地点が1か所のみであるが、その根拠を述べよ。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置（15箇所）において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。	高所録音の調査地点については、録音機器が設置できる既設風車の制約等から1箇所となっております。
1-27	27. 高所録音調査の期間について バットディテクターによる高所録音調査の期間は8月から10月としているが、5月から7月まで調査を実施しない具体的な根拠を述べること。	風車の建設が予定される尾根上は通年風衝が強く、ササ草原が卓越し、コウモリ類の生息環境として若干厳しい条件であり、先ずは気象が和らぐ7、8月の地上からのバットディテクターによる調査で生息地を把握し、高所録音調査は、育雛明け、移動個体も念頭に8月～10月に期間を設定いたしました。
1-28	28. 高所録音調査の期間について P337バットディテクターによる飛翔高度調査の期間は8月から10月頃とし、その理由を「専門家の意見を踏まえて設定した」とある。しかしP300の専門家意見をみると「バットディテクターによる飛翔高度調査の期間は8月から10月頃でよい」などと発言していない。現地コウモリの活動期間は不明ならば安全側にたち、4月から11月まで録音調査を実施すること。	当該地域は積雪寒冷地の道内でもその気象条件はとりわけ厳しく、機器のメンテナンス等をふまえて、高所録音調査期間は8月～10月に設定いたしました。
1-29	29. バットディテクターによる調査時間について バットディテクターによる調査時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。	バットディテクターによる踏査は日没1時間前から日没後3時間程度を目安に実施する予定とし、専門家等の助言をいただきつつ調査を実施いたします。 なお、バットディテクターによる高度別飛翔状況調査については、調査期間中を通じて自動確認記録するようにいたします。
1-30	30. バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。 なお「仕様書に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。	ご指摘事項については準備書にて記載する予定です。
1-31	31. 重要種以外のコウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？	重要な種及び注目すべき生息地を対象として予測、評価を行い、適切な環境保全措置を検討する計画としていますが、コウモリ類全般の保全に寄与するような環境保全措置の検討に努めます。

No.	意見書	事業者の見解
1-32	<p>32. バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う P337「高所録音による調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml）等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。 よって、バットストライクの予測を「<u>定量的</u>」に行うこと。</p>	<p>ドイツで実用化された当該ソフトウェアをそのまま日本国内で適用可能かどうかの検証が行われておらず、また、実際に適用した事例もないことから、現時点でこのソフトウェアを用いた予測を行うことは想定していません。引き続き最新の知見や専門家等の助言も踏まえながら予測を実施いたします。</p>
1-33	<p>33. 専門家へのヒアリング年月日を記載したことは評価される。</p>	<p>対象事業実施区域及びその周囲では、既存文献調査においてコウモリ類の生息が確認されたことから、調査、予測及び評価の手法について、専門家等へのヒアリングを実施いたしました。</p>
1-34	<p>34. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測 に関して具体的指針は策定されていない。 <u>よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</u></p>	<p>方法書に記載した調査・予測及び評価の手法は、発電所アセス省令に示されている選定の指針等に基づき検討し、コウモリ類の専門家等の意見をふまえ決定しています。これらについては、今後、ご意見をふまえながら、経済産業大臣によって審査され、手法等について必要な勧告がなされます。 以上の方法書の審査結果をふまえて、環境影響評価の項目等の選定を行うこととなりますが、その際、必要であると認める場合には、環境影響評価法第11条第2項に従い、技術的な助言を求めます。</p>
1-35	<p>35. 月2回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。 *平成28年度～平成29年度成果報告書風力発電等導入支援事業環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書）P213. NEDO, 2018.</p>	<p>今後実施する現地調査に基づき、重大な環境影響が及ぶと予測された場合には、専門家等の助言もふまえながら、環境保全措置を適用いたします。その際、予測に係る不確実性、保全措置効果の不確実性が残される場合に、事後調査により検証する対応を検討します。 事後調査を適用する場合にも、内容、時期、頻度、結果の評価について、専門家等の助言をいただきながら進めることを予定しています。 今後実施する現地調査に基づき、重大な環境影響が及ぶと予測された場合には、</p>

No.	意見書	事業者の見解
		<p>専門家等の助言もふまえながら、環境保全措置を適用いたします。</p>
1-36	<p>36. 事後調査（死骸探索調査）は徹底的に実施すること コウモリ類の事後調査（死骸探索調査）は、毎週1回以上の頻度で4月から11月まで必ず実施すること。</p>	<p>今後実施する現地調査に基づき、重大な環境影響が及ぶと予測された場合には、専門家等の助言もふまえながら、環境保全措置を検討いたします。その際、予測に係る不確実性、保全措置効果の不確実性が残される場合に、事後調査により検証する対応を検討します。</p> <p>事後調査を実施する場合にも、内容、時期、頻度、結果の評価について、専門家等の助言をいただきながら進めることを予定しています。</p>
1-37	<p>37. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べることに必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。</p> <p>※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No 6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/document/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)</p>	<p>今後実施する現地調査に基づき、重大な環境影響が及ぶと予測された場合には、専門家等の助言もふまえながら、環境保全措置を検討いたします。その際、予測に係る不確実性、保全措置効果の不確実性が残される場合に、事後調査により検証する対応を検討します。</p> <p>事後調査を実施する場合にも、内容、時期、頻度、結果の評価について、専門家等の助言をいただきながら進めることを予定しています。</p>

表 2-2 方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

意見者 B 氏

No.	意見書	事業者の見解
2-1	<p>コウモリ類について</p> <p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており(バット&バードストライク)、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。</p> <p>このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。なお、本意見は要約しないこと。</p> <p>①方法書の段階でコウモリ類についてのヒアリングを行ったことは評価される。</p> <p>②コウモリ類の調査において使用するバットディテクターはすべてフルスペクトラム方式の機種を用い、客観的な記録によって解析を行う必要がある。そのことについて明記すること。</p> <p>③「高所録音による調査」の調査地点数が1地点であるが、1地点で確実に高所の状態が把握できるのか。予測評価において「不確実性が高い」とならないように複数の地点で調査するべきである。</p> <p>④「高所録音による調査」の調査期間において、なぜ、春季(3-5月)の調査を実施しないのか。2季調査で十分な高所動態が把握できる理由を記すこと。</p> <p>⑤「高所録音による調査」は2季ではなく、6月から11月まで連続して行う必要がある。</p> <p>⑥今後のコウモリ類の音声調査結果については、コウモリ類の音声についてまで詳しい専門家に助言を得る必要がある。</p> <p>⑦コウモリ類調査については十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を行うこと。</p> <p>⑧既設の風力発電機はライトアップされているのか。</p>	<p>ご意見は原文のとおり記載いたしました。</p> <p>①対象事業実施区域及びその周囲では、既存文献調査においてコウモリ類の生息が確認されたことから、調査、予測及び評価の手法について、専門家等へのヒアリングを実施いたしました。</p> <p>②本事業のコウモリ類の調査で使用するバッドディテクターについて、地上踏査では汎用性・携帯性を踏まえて野外調査で一般的に用いられる機種を使用する予定です。高所録音による調査ではヘテロダイン方式の機種を用いる予定です。</p> <p>③高所録音の調査地点については、録音機器が設置できる既設風車の制約等から1箇所となっております。今後は地上からのバッドディテクター調査の結果も踏まえて、予測評価を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。</p> <p>④風車の建設が予定される尾根上は通年風衝が強く、ササ草原が卓越し、コウモリ類の生息環境として若干厳しい条件であり、先ずは気象が和らぐ7、8月の地上からのバッドディテクターによる調査で生息地を把握し、高所録音調査は、育雛明け、移動個体も念頭に8月～10月に期間を設定いたしました。</p> <p>⑤当該地域は積雪寒冷地の道内でもその気象条件はとりわけ厳しく、機器のメンテナンス等をふまえて、高所録音調査期間は8月～10月に設定いたしました。</p> <p>⑥現地調査結果については、最新の知見や専門家等の助言もふまえたうえで準備書に記載いたします。</p> <p>⑦今後の現地調査により、最新の知見や専門家等の助言もふまえながら必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。</p> <p>⑧既設の風力発電機はライトアップしておりません。</p>

表 2-3 方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

意見者 C 氏

No.	意見書	事業者の見解
3-1	<p>縦覧方法 環境影響評価図書の公開、一般住民への説明、事業に対する理解が不十分なため、事業実施後に混乱が起こる可能性があります。</p> <p>①周知 環境影響評価図書の縦覧と意見書募集の周知は、貴社のホームページに限らず、回覧やポスター掲示、チラシ配布、関係機関の HP 上掲載などの協力を得ることで、より多くの人に周知するよう努力すべきです。例えば、オトノルイの建て替えの環境影響評価では関係地方自治体のホームページでも縦覧等の情報が掲載されていたので、見習うべきです。</p> <p>②閲覧方法 図書閲覧は縦覧期間や縦覧場所が限られており、インターネット上の閲覧ではダウンロードや印刷ができません。数百ページもある環境影響評価図書を、縦覧場所や PC 上のみで閲覧しながら意見書を作成することは現実的な方法ではありません。図書の内容が実際と齟齬がないか精査することは、環境影響評価の信頼性を確保するうえで極めて重要です。このため閲覧期間に限らず地域の図書館などで図書を常時閲覧可能にし、随時インターネットで閲覧・ダウンロード・印刷可能にすべきです。オトノルイの建て替えの環境影響評価では配慮書・方法書などの図書がインターネット上で常時閲覧可能となっています。地域住民との合意形成を図るためには透明性と公平性が不可欠です。</p>	<p>①環境影響評価図書の縦覧や意見書募集については、地元紙 2 紙での公告、当社ホームページでの告知に加え、関係自治体のホームページでの告知を行い、広く周知に努めました。</p> <p>②縦覧場所については、公共性や図書の管理の観点から選定しており、電子縦覧については閲覧時間の制限をなくし、遠方の方々からも幅広い意見聴取を可能としているものと考えております。環境影響評価図書の電子縦覧におけるダウンロード保存や印刷の制約については、データの改ざん等、図書の流用、乱用を防ぐ目的から行っております。また、同様の観点から法で定められた公表は縦覧期間に限定させていただいております。</p>
3-2	<p>関係者への説明 環境影響評価を行う目的の一つは、地元への説明責任を果たし事業に対する合意形成を図ることです。サロベツ・エコ・ネットワークの活動範囲はサロベツ湿原がある豊富町や幌延町だけでなく、稚内市から天塩町までを含みます。合意形成のためには、情報の共有を行うことが不可欠ですので、地元団体の代表としてサロベツ・エコ・ネットワークに図書を提供していただきますようお願いいたします。必要であれば、提供された情報に関する守秘義務の覚書を交わします。</p>	<p>環境影響評価図書のみなさまへの提供は行っておりません。ご理解いただきますようお願い致します。</p>
3-3	<p>全体的な調査 既存の風車の存在による影響を明らかにするためには、比較するために既存風車の建設前の状況を明らかにする必要があります。既存のオトノルイ風力発電所は風力発電事業が環境影響評価法の対象事業になる前に建設されたもので、建設前の調査結果が明らかになっていません。このため建設前の調査結果を明らかにし、風車撤去後に風車がない状態で 1 年程度調査を行うことを求</p>	<p>本事業は既存風力発電所の建替え事業となりますので、既存設備が存在していることを前提に建替えによる環境影響を評価します。撤去後の何もない状態での調査は予定しておりません。</p>

No.	意見書	事業者の見解
	めます。	
3-4	<p>景観</p> <p>日本最北の地である宗谷岬は、日本屈指の観光地です。宗谷丘陵は北海道遺産である周氷河地形と宗谷海峡とサハリンが眺望可能な景観がある場所で、風車の存在はそぐいません。風力事業を推進している稚内市は風車を景観の一部として宣伝していますが、環境影響評価では既存の風車がなにもない状態からの変化による影響を評価するものと考えます。サロベツと同様に巨大建造物が何もない風景こそが宗谷丘陵の景観的な価値を高めています。このため、この丘陵のスカイラインから突き出た風車の建設は避けるべきです。</p> <p>景観は環境影響評価で垂直見込み角のみによって評価されていますが、この地方では広々とした風景そのものに価値があるため、圧迫感の有無による評価基準は適切ではありません。視認可能な垂直見込み角のみと複数の風車による累積的影響を考慮しない判断基準では地域の景観の価値を適切に評価することができません。風車は水平に複数が並んでいると一体のものとして見えるため、1本1本の高さではなく、ローターを含む球形としての累積的な風車全体水平見込み角によって評価すべきです。景観の評価は古い一つの指針に依存するのではなく、地元観光業者や自然保護団体などから意見を聞きながら協議会などで議論をし、地域の環境と意向を十分に考慮したうえでその影響を評価すべきです。</p> <p>宗谷丘陵フットパスは宗谷丘陵の周氷河地形や景観、サハリンの遠望が魅力の宗谷丘陵の代表的な遊歩道です。</p> <p>https://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/files/00008500/00008586/ja_p32-33.pdf</p> <p>パンフレットの写真にもフットパス周辺に風車は存在しているのに写しこまれていないことから、この遊歩道の魅力は風車ではないことが読み取れます。</p> <p>このため、宗谷岬フットパスの途中にある展望地等の複数を景観調査地点として設定すべきです。実際にすでに眺望点として設定されている宗谷公園よりはるかに重要で景観的価値がある場所です。</p> <p>事業計画地のかなりの部分が景観上の理由から、稚内市風力発電ガイドラインにより「風車の建設が好ましくない地域」に指定されています。現在風車事業を推進している稚内市の意向に惑わされることなく、そのガイドラインの先見性と普遍的な重要性を理解したうえで、貴社はガイドラインを自主的に遵守し、ガイドライン地域を計画区域から除外すべきです。</p>	<p>眺望景観の予測については、「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」（平成27年7月、経済産業省）を踏まえ、垂直見込み角のほか、フォトモンタージュ法を用いた視覚的な表現方法により影響程度を把握する予定です。</p> <p>また、眺望点については、対象事業実施区域から約12kmの範囲内（最大垂直見込み角が1度以上）に包含されるものを対象に直接視認できるかどうか加味し、関係自治体へのヒアリングを踏まえて選定しております。宗谷岬フットパス上の展望地等については、ご意見ならびに審査機関のご指導も踏まえて追加検討したいと思います。</p> <p>なお、事業計画地の一部範囲と稚内市風力発電施設建設ガイドラインの法規制により建設が極めて困難な場所」及び「自然保護等から建設が好ましくない場所」の範囲と重複しますが、今後、稚内市及び関係機関と協議を行いながら事業計画を進めていく予定です。</p> <p>計画範囲については、現在導入可能な風力発電機は既存のものに比べ大型化しており、風力発電機同士の離隔距離を大きく取る必要がございます。</p> <p>また、既存の事業範囲においても風力発電機の設置が難しいエリア（既に想定事業実施区域から除外している部分を含む）があり、今後の調査・予測・評価の結果として既存の事業範囲であっても一部範囲について風力発電機が設置出来ない事も想定されます。</p> <p>方法書における計画範囲についてはこれらの要素を踏まえて、既存の範囲よりも広範囲に設定させて頂いているものですが、レイアウトについては今後検討を重ねてまいります。</p>

No.	意見書	事業者の見解
	<p>計画範囲を既存の範囲より拡大すべきではありません。特に既存の風車が設置されていない新たな北側の計画地は宗谷岬に近く、宗谷岬の周氷河地形や牧草地の景観や、遠くは稚内市やノシャップ岬や利尻山を遠望できる景観を阻害しますので、風車の建設を避けるべき場所です。既存の範囲でも東側の道路沿いの3基の範囲は道路に隣接しており、圧迫感が大きいため設置を避けるべきです。</p>	
3-5	<p>地形 宗谷丘陵の周氷河地形は保全すべき地形として「日本の典型地形」に指定されています。その地形に手を加えない状態で保全するために、周氷河地形の部分を事業地域から除外すべきです。特に主要な眺望点である宗谷岬周辺の周氷河地形の景観の保全は重要なため、計画範囲を既存の範囲より拡大すべきではありません。</p>	<p>既存文献による周氷河地形の範囲が対象事業実施区域のほぼ全域と重複するものの、既存文献は同地形の詳細分布を適切に表現していないために不確定要素が多いことから、本方法書では前倒し調査の地形結果を利用して、周氷河地形の詳細分布を把握いたしました。今後は、専門家のご指導（改変工事を行う際の注意事項）も踏まえ、環境影響をより回避・低減できるよう、風力発電設備等の構造・配置又は位置・規模について検討いたします。</p>
3-6	<p>植物 宗谷丘陵ササ原草原は重要な植物群落として指定されています。現状のササ群落の範囲を把握したうえで、それらの植物群落を保全するために、事業地域から除外すべきです。</p>	<p>特定植物群落「宗谷丘陵ササ草原」については、現地調査等によりの現況を把握し、分布状況及び生育環境を適切に把握したうえで環境保全措置を検討する予定です。</p>
3-7	<p>哺乳類 コウモリによる風車への衝突が懸念されます。既存風車における死骸調査を追加して事前に月2回以上行うべきです。過去に自主調査を行っているのであれば、その結果を公表すべきです。</p>	<p>今後実施する現地調査に基づき、重大な環境影響が及ぶと予測された場合には、専門家等の助言もふまえながら、事後調査を含めた環境保全措置を検討いたします。事後調査を検討に当たっては、内容、時期、頻度、結果の評価について、専門家等の助言をいただきながら進める予定です。 なお、これまでの既存風車での自主調査ではコウモリ類の死骸は確認されておりません。</p>
3-8	<p>鳥類 宗谷岬周辺は、日本とロシア間を渡る鳥類の主要かつ国際的に重要な渡り経路となっています。多くの鳥類が渡ることが予測されるため、風車による小鳥を含む鳥類への影響は大きいことが予測されます。このため、ゾーニングによりあらかじめ風車の建設を避けるべき場所です。 ①オジロワシ・オオワシ 宗谷丘陵はオジロワシ・オオワシが日本とサハリン間を渡る主要な経路です。春は主にオホーツク海側沿岸を北上しますが、日本海側も北上し、秋は風向きにより丘陵の尾根上も南下することが明らかになっています。また、既存の風車群が海ワシ類に対して、障壁影響を及ぼ</p>	<p>①宗谷岬周辺が日本とロシア間を渡る鳥類の重要な渡り経路であることは認識しております。オジロワシ・オオワシについては、希少猛禽類調査や渡り鳥調査の結果を基に、専門家等の意見を聴取しながら、風力発電設備への衝突事故等の重要な鳥類への影響の回避・低減を図り、環境影響を評価いたします。また、渡り鳥調査地点については、対象事業実施区域南側上空を俯瞰できる地点がないため、MB-5を設定しておりますが、調査期間中、現地では移動地点を追加して、中央～南側の渡りの状況を網羅できるよう努めます。</p>

No.	意見書	事業者の見解
	<p>していることが懸念されるため、既存の風車を取り壊した後に、風車がない状態で1年程度調査を行い風車の存在による影響を明らかにするべきです。鳥が風車を避けるのではなく、主要な渡りの経路での風車の建設を立地により避けることが重要です。周辺にオジロワシの巣があり、繁殖個体への影響も懸念されますので、影響が大きい場所の風車の建設は避けるべきです。希少猛禽類定点調査では冬も含めてすべての定点で調査を行ってください。渡り鳥調査地点に事業地の南部を近くから見渡せる場所が指定されていません。他の3km程度離れた定点調査では観察による個体の発見率や特に奥行の飛翔軌跡の精度が低下し調査の信頼性が保てないので、事業地南部にも定点を設定すべきです。</p> <p>②ガン・ハクチョウ類 ガン・ハクチョウ類は夜間に多く渡るため、レーダー調査や鳴き声・目視調査等による夜間調査を実施すべきです。また、現存する風車群がガン・ハクチョウ類に対して、障壁影響を及ぼしていることが懸念されるため、既存の風車を取り壊した後に、風車がない状態で1年程度調査を行うべきです。渡り鳥調査地点に事業地の南部を近くから見渡せる場所が設定されていません。他の3km程度離れた定点調査では観察による個体の発見率や特に奥行の飛翔軌跡の精度を維持することが困難なので、事業地南部にも定点を設定すべきです。</p> <p>③カモメ類 近年北海道のレッドリストに記載されたオオセグロカモメやウミネコは宗谷丘陵沿岸を生息環境として利用しています。春と秋の渡りの季節にはこれらの種は沿岸だけでなく、内陸部を通過することもあります。カモメ類は風車に対する脆弱性が強いいため、渡り鳥調査の際に調査対象に加えるべきです。</p> <p>④死骸探索調査 既存の風車がありますので全風車における潜在的な影響を評価するために、事前に全鳥類を対象とした死骸調査を鳥類調査員による通年月2回以上の調査を実施すべきです。</p> <p>⑤小鳥渡り調査 秋に小鳥類は夜間に渡る種が多いため、9月から10月にかけても任意定点調査で夜間の鳴き声調査を行うべきです。</p>	<p>②ガン類・ハクチョウ類等の渡り鳥については、専門家等から意見聴取し、その意見を踏まえて調査手法や調査時期等を決定しました。</p> <p>レーダー調査につきましては、以下のような捕捉範囲等の制約があることから、広範囲における飛翔データを網羅的に把握するため目視による観察を基本としております。また、地点配置は既存風車も可視できるように計画しましたので、調査期間中はその周辺での鳥類の利用や回避の状況も詳細に把握する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・垂直ビーム幅20度のため、横回しで平面位置を把握する場合、真上を飛翔する個体は捕捉できない。 ・縦回しで高度を把握する場合、アンテナ回転面に対しての飛翔進入角度かつ飛翔速度により偏ったデータになる可能性もある。 ・まとまった大群は別として小鳥類をレーダーにより捕捉することは困難。 <p>渡り鳥調査地点については、対象事業実施区域南側上空を俯瞰できる地点がないため、MB-5を設定しておりますが、調査期間中、現地では移動地点を追加して、中央～南側の渡りの状況を網羅できるよう努めます。</p> <p>③渡り鳥調査では出現する渡り個体全てを記録するため、渡り個体と考えられるカモメ類も確認されれば記録する予定です。</p> <p>④予測結果を踏まえて死骸探索調査が判断された場合は、調査内容、時期、頻度、結果の評価について、専門家等の助言をいただきながら進めることを予定しています。</p> <p>⑤ワシ類、ガン・ハクチョウ類の渡り調査期間の合計40日間は小鳥類を含めて確認される渡り鳥全てを記録し、データの充実を図る予定です。</p>
3-9	<p>累積的影響の評価 現在方法書まで提出されている宗谷丘陵風力発電事業や天北、道北5事業との累積的影響を評価すべきです。これらは既に実施している道北5事業協議会に追加して協議すべきです。</p>	<p>累積的影響を検討する対象事業については、事業特性、位置等を考慮したうえで「(仮称)宗谷丘陵風力発電事業」を想定していますが、現時点でその配置や施工計画が明らかになっていない状況であるため、今後、風力発電所の配置や施工計画が決まった段階で他事業との累積的影響を再度検討し、準</p>

No.	意見書	事業者の見解
		備書においてその予測評価を行うことといたします。
3-10	<p>協議会</p> <p>これらの調査結果の評価は、野鳥保護団体や地元の団体・観光関係者・地元自治体などを含めた開かれた協議会の場で行うべきです。</p>	<p>本事業は環境影響評価法の対象事業ですので、調査結果の評価については、法令の審査手続きに従っていきます。なお、事業を進めるにあたっては、地域の合意形成のため、アセスの説明会や事業説明会等を適宜開催することで地域住民の方や関係者とコミュニケーションを図りながら進めていく所存です。</p>

日刊新聞紙等における公告

北海道新聞 (令和元年 11 月 14 日 (木) 朝刊 31 面)

環境影響評価方法書の縦覧・説明会について(公告)
 環境影響評価法に基づき(仮称)宗谷岬風力発電事業 更新計画 環境影響評価方法書(以下、方法書)の縦覧及び説明会について、以下のとおり公表します。

◆事業者の名称 株式会社ユースエナジーホールディングス
 代表者 代表取締役 稲角秀幸
 所在地 〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

◆方法書の縦覧
 縦覧場所：稚内市役所環境水道部環境エネルギー課、稚内市宗谷支所、稚内市沼川支所、北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課、稚内市立図書館
 縦覧期間：令和元年11月14日(木)から令和元年12月13日(金)まで
 縦覧時間：開庁日の午前9時から午後5時まで(開庁時間に準じる)、稚内市立図書館は休館日を除く午前10時から午後8時まで(土日・祝日は午前10時から午後6時まで)
 電子縦覧：(仮称)宗谷岬風力発電事業 更新計画 環境影響評価方法書
<http://eoh-development.com/soyamisaki-koshin/>

◆方法書説明会の開催
 ・稚内総合文化センター(稚内市中央3丁目) 令和元年12月10日(火) 午後6時
 ・宗谷岬町内会館(稚内市宗谷岬8-9) 令和元年12月11日(水) 午後3時

◆対象事業の概要
 ・対象事業実施区域：北海道稚内市
 ・対象事業の種類：風力発電所設置事業
 ・対象事業の規模：風力発電所出力57,000kW程度

◆意見書の提出
 方法書について環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。
 提出方法：氏名及び住所、環境の保全の見地からの意見を記載し、次の提出先まで郵送又は縦覧場所に設置された意見書箱への投函により提出
 提出期間：令和元年11月14日(木)から令和元年12月27日(金)まで(当日消印有効)

◆お問い合わせ先及び意見書の提出先
 株式会社ユースエナジーホールディングス
 国内事業企画部 (環境アセスメント担当)
 〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
 ヒューリック神谷町ビル7階
 お問い合わせ時間：土、日、祝日を除く9時15分～12時、13時～17時30分
 電話 03-0475-3337

日刊宗谷 (令和元年 11 月 14 日 (木) 朝刊 2 面)

環境影響評価方法書の縦覧・説明会について(公告)
 環境影響評価法に基づき(仮称)宗谷岬風力発電事業 更新計画 環境影響評価方法書(以下、方法書)の縦覧及び説明会について、以下のとおり公表します。

◆事業者の名称 株式会社ユースエナジーホールディングス
 代表者 代表取締役 稲角秀幸
 所在地 〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

◆方法書の縦覧
 縦覧場所：稚内市役所環境水道部環境エネルギー課、稚内市宗谷支所、稚内市沼川支所、北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課、稚内市立図書館
 縦覧期間：令和元年11月14日(木)から令和元年12月13日(金)まで
 縦覧時間：開庁日の午前9時から午後5時まで(開庁時間に準じる)、稚内市立図書館は休館日を除く午前10時から午後8時まで(土日・祝日は午前10時から午後6時まで)
 電子縦覧：(仮称)宗谷岬風力発電事業 更新計画 環境影響評価方法書
<http://eoh-development.com/soyamisaki-koshin/>

◆方法書説明会の開催
 ・稚内総合文化センター(稚内市中央3丁目) 令和元年12月10日(火) 午後6時
 ・宗谷岬町内会館(稚内市宗谷岬8-9) 令和元年12月11日(水) 午後3時

◆対象事業の概要
 ・対象事業実施区域：北海道稚内市
 ・対象事業の種類：風力発電所設置事業
 ・対象事業の規模：風力発電所出力57,000kW程度

◆意見書の提出
 方法書について環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。
 提出方法：氏名及び住所、環境の保全の見地からの意見を記載し、次の提出先まで郵送又は縦覧場所に設置された意見書箱への投函により提出
 提出期間：令和元年11月14日(木)から令和元年12月27日(金)まで(当日消印有効)

◆お問い合わせ先及び意見書の提出先
 株式会社ユースエナジーホールディングス
 国内事業企画部 (環境アセスメント担当)
 〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
 ヒューリック神谷町ビル7階
 電話 03-0475-3337
 お問い合わせ時間：土、日、祝日を除く9時15分～12時、13時～17時30分

インターネットによる「お知らせ」

(株式会社ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト)

(仮称) 宗谷岬風力発電事業 更新計画 環境影響評価方法書の縦覧場所・意見書の提出・説明会について令和元年11月14日
株式会社ユーラスエナジーホールディングス

当社は、令和元年11月14日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき「(仮称) 宗谷岬風力発電事業 更新計画 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を経済産業大臣に届け出るとともに、北海道知事、稚内市長に送付しました。届出・送付した方法書及び要約書につきましては、下記の通り、環境影響評価法に基づいた縦覧の実施に加え、説明会を開催いたします。

縦覧について

縦覧の場所：	稚内市役所環境水道部環境エネルギー課、稚内市宗谷支所、稚内市沼川支所、北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課、稚内市立図書館
縦覧期間：	令和元年11月14日(木)から令和元年12月13日(金)まで
縦覧時間：	開庁日の午前9時から午後5時まで(開庁時間に準じる)、稚内市立図書館は休館日を除く午前10時から午後8時まで(土・日・祝祭日は午前10時から午後6時まで)
電子縦覧：	下記にて電子縦覧を実施いたします。 http://eeh-development.com/soyamisaki-koshin/

意見書の提出について

提出方法：	環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に必ず住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に設置の意見書箱へ投函又は下記の問い合わせ先住所へ郵送ください。なお、意見については日本語によりご記載願います。
提出期間：	令和元年11月14日(木)から令和元年12月27日(金)まで郵送の場合は、当日の消印有効です。
意見書様式：	(仮称) 宗谷岬風力発電事業 更新計画 環境影響評価方法書に対する意見書の提出について

住民説明会の開催について

稚内総合文化センター(稚内市中央3丁目) 令和元年12月10日(火) 午後6時～
宗谷岬町内会館(稚内市宗谷岬8-9) 令和元年12月11日(水) 午後3時～

お問い合わせ先

株式会社ユーラスエナジーホールディングス 国内事業企画部(環境アセスメント担当)
〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル7階
電話番号：03-5404-5337
お問い合わせ時間：土、日、祝日を除く9:15～12:00、13:00～17:30

(稚内市 ウェブサイト)

現在のページ [稚内市役所](#) > [環境都市わっかない](#) > [環境保全・省エネルギー](#) > 「(仮称)宗谷岬風力発電事業 更新計画」環境影響評価方法書の縦覧について

[環境保全・省エネルギー](#) 「(仮称)宗谷岬風力発電事業 更新計画」環境影響評価方法書の縦覧について

「(仮称)宗谷岬風力発電事業 更新計画」環境影響評価方法書の縦覧について

環境影響評価法に基づき、「(仮称)宗谷岬風力発電事業 更新計画」の環境影響評価方法書の縦覧について、以下のとおりお知らせします。

[稚内市廃棄物減量等推進審議会の開催について](#)

[パブリックコメントの募集及びその回答について](#)

[～人と地球にやさしいエコだより4～](#)

[「稚内市環境審議会」委員の募集について\(募集終了\)](#)

[～人と地球にやさしいエコだより3～](#)

[～人と地球にやさしいエコだより2～](#)

[～人と地球にやさしいエコだより～](#)

[第2次稚内市環境基本計画](#)

[平成29年度冬の節電への取組について](#)

[「道の駅わっかない」電気自動車用急速充電器について](#)

[稚内市環境審議会について](#)

[稚内市 廃棄物減量等推進員制度](#)

[「環境家計簿」を付けてみませんか](#)

[「エネルギー」のはなし\(子ども向けページ\)](#)

[資源物集団回収奨励金制度](#)

[稚内環境づくり会議](#)

「(仮称)宗谷岬風力発電事業 更新計画」環境影響評価方法書の縦覧について

1. 評価方法書の縦覧

縦覧書類: (仮称)宗谷岬風力発電事業 更新計画 環境影響評価方法書及び同要約書
縦覧場所: 稚内市役所環境水道部環境エネルギー課、稚内市宗谷支所、稚内市沼川支所
稚内市立図書館
縦覧期間: 令和元年11月14日(木)から令和元年12月13日(金)まで(土・日・祝祭日を除く)
縦覧時間: 午前9時から午後5時まで
縦覧方法: 縦覧場所にて、環境影響評価方法書、要約書、意見書箱、お知らせ用紙及び閲覧用紙を設置いたします。
インターネット公表: <http://eeh-development.com/soyamisaki-koshin/>

2. 問い合わせ

会社名: 株式会社ユーラスエナジーホールディングス
部署: 国内事業企画部
担当者: 野口 洋美
電話番号: 03-5404-5337

【 (仮称)宗谷岬風力発電事業 更新計画 に係る住民説明会 】

①
場所: 稚内総合文化センター(稚内市中央3丁目)
日時: 令和元年12月10日(火) 午後6時～

②
場所: 宗谷岬町内会館(稚内市宗谷岬8-9)
日時: 令和元年12月11日(水) 午後3時～

[ページの先頭へ戻る](#)

ご意見記入用紙

「(仮称)宗谷岬風力発電事業 更新計画 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称)宗谷岬風力発電事業 更新計画 環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函頂くか、下記の住所宛に郵便にてお送りください。

- 意見書の郵送先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 7 階
株式会社ユーラスエナジーホールディングス 国内事業企画部
(環境アセスメント担当)宛
- 意見書の提出期限 令和元年 12 月 27 日(金) [当日消印有効]

意 見 書

令和 年 月 日

項 目	ご 記 入 欄
お 名 前 〔法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名〕	
ご 住 所 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地〕	〒
方法書についての環境の 保全の見地からのご意見 〔日本語により意見の理由を含 めて記載してください。〕	

注：1. お名前、ご住所の記入をお願いします。

なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱いたします。

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4 サイズ）の用紙をお使いください。